

指定予防短期入所生活介護

ショートステイ なのくに

重要事項説明書

社会福祉法人 恵徳会

## 「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(福岡市指定 第 4071203220 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 職員の配置状況 .....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	4
5. 契約締結からサービス提供までの流れ .....	8
6. サービス提供における事業者の義務 .....	9
7. 損害賠償について .....	10
8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について） .....	10
9. 施設利用上の契約者の義務 .....	11
10. 身元引受人 .....	12
11. 苦情の受付について .....	13
12. 事故発生時の対応について .....	14
13. 非常災害対策 .....	14
14. 高齢者虐待防止 .....	14
15. 第三者評価の実施状況 .....	14
16. ホームページアドレス .....	14

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵徳会
- (2) 法人所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵 1 1 2 番地の 3
- (3) 電話番号 0 9 2 - 9 3 3 - 1 6 0 0
- (4) 代表者氏名 理事長 森田 公一
- (5) 設立年月 昭和 5 3 年 7 月 4 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 27 年 3 月 1 日指定  
福岡市 4071203220 号  
※当事業所は特別養護老人ホームなのくに併設されています。
- (2) 事業所の目的 身体的・精神的に障害がある為、常時介護が必要な方の介護予防  
短期入所生活介護施設
- (3) 事業所の名称 ショートステイ なのくに
- (4) 事業所の所在地 福岡市西区拾六町団地 2 番 18 号
- (5) 電話番号 092-892-3201
- (6) 管理者氏名 藤村 昌憲
- (7) 当事業所の運営方針  
利用者の「自己決定」を最大限に保障する事を基本に、生活全般において専門的なサービスを提供する。そして、そのサービスを個々のご契約者にとって、最適なものとなるよう、たえずご契約者等の同意を得た介護予防短期入所生活介護計画の作成、実施、評価を計画的・効率的に実施する。
- (8) 開設年月 平成 27 年 3 月 1 日
- (9) 利用定員 20 名（短期入所専用）  
空床利用（ユニット型特養）
- (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています（併設施設を含む）。ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### ■ユニット型特養

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1 人部屋）	8 0 室	洗面所、トイレ付
食堂	8 室	
浴室	9 室	特殊浴槽・リフト浴室・個浴室
洗面所	1 6 箇所	居室外
福祉トイレ	8 箇所	居室外

機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、ホットリズミー
医務室	1室	
キッチン	8か所	
相談室	1室	
談話室	8か所	

■ユニット型介護予防短期入所・短期入所生活介護専用棟

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	20室	洗面所、トイレ付
食堂	2室	
浴室	3室	特殊浴槽を含む
洗面所	4箇所	居室外
福祉トイレ	2箇所	居室外
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、ホットリズミー
地域交流室	1か所	
医務室	1室	
キッチン	2か所	
相談室	1か所	
談話室	2か所	

※上記は、厚生労働省の定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1名		1名
2. 生活相談員	2名		1名
3. 介護職員	33名		33名
4. 看護職員	5名		
5. 機能訓練指導員	1名		1名
6. 介護支援専門員	1名		1名
7. 医師		1名	(非常勤) 1名
8. 管理栄養士	1名		1名

### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務形態	勤務時間	職種	勤務形態	勤務時間
看護職員	早出	7:30～16:30	介護支援専門員	日勤	8:45～17:45
	日勤	8:30～17:30			
	遅出	10:00～19:00	栄養士	日勤	9:00～18:00
事務員	日勤	8:45～17:45	介護職員	早出	7:00～16:00
生活相談員	日勤	8:45～17:45		日勤	9:30～18:30
	遅出	9:30～18:30		遅出	11:00～20:00
宿直者	宿直	17:45～8:45		夜勤	17:00～10:00

## 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

### (1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割もしくは8割、7割が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ①居室の提供

##### ②食事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。（保温食器使用）
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）

朝食：8:00～8:45 昼食：12:00～13:00 夕食：18:00～18:45

##### ③入浴

- ・個浴槽・リフト浴槽・機械浴槽を準備しており、ご契約者の状態に応じて入浴することができます。（\*ご利用期間に応じた入浴回数（頻度）となっています。）

##### ④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑤機能訓練

- ・作業療法士（理学療法士）により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

## ⑥健康管理

- ・ 医師（嘱託）や看護職員が、健康管理を行います。
- ・ 関係職種が連携し、褥瘡予防及び感染症・食中毒の予防対策を行います。

## ⑦自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

## ⑧送迎

- ・ ご契約者の身体の状態やご希望に応じ、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
- ・ 入所（お迎え）時間：9：00～11：00 退所（お送り）時間：15：00～17：00
- ・ ご希望や必要に応じて、上記の時間以外での送迎も行います。

## （２）（１）以外のサービス（契約書第5条、第7条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費をいただきます。

#### ②理髪・美容

月に2回、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費をいただきます。

#### ③レクリエーション・行事・サークル活動

ご契約者の希望によりレクリエーション・行事やサークル活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（一部10円）

#### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくものについては個人購入となります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

#### ⑥貴重品の管理

ご利用期間中に貴重品及び大金が紛失した場合、当施設では責任を負いかねますので、貴重品及び大金のお持ち込みはご遠慮願います。

(3) <サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居住費及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

■ユニット型介護予防短期入所生活介護(1日あたり) (1単位=10.55円)

1. ご契約者の要介護度(単位数)とサービス利用料金	要支援1 (529単位) 5,580円	要支援2 (656単位) 6,920円
2. サービス利用に係る自己負担額(3割)	1,674円	2,076円
3. サービス利用に係る自己負担額(2割)	1,116円	1,384円
4. サービス利用に係る自己負担額(1割)	558円	692円
5. 居室に係る自己負担額	2,006円	
(補足給付額)	第1段階880円・第2段階880円・第3段階①・②1,370円	
6. 食事に係る自己負担額	1,600円(朝食:430円・昼食:580円・夕食:590円)	
(補足給付額)	第1段階300円・第2段階600円・第3段階①1000円・第3段階②1,310円	
7. 自己負担額合計 (2+5+6)(3割)	5,340円	5,742円
自己負担額合計 (3+5+6)(2割)	4,782円	5,050円
自己負担額合計 (4+5+6)(1割)	4,224円	4,358円

■加算(1日(回)あたり) (1単位=10.55円)

加算	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額割(1割)	自己負担額割(2割)	自己負担額割(3割)	備考
機能訓練体制加算	12単位	126円	113円	13円	26円	38円	
送迎加算	184単位	1,941円	1,746円	195円	389円	583円	ご希望に応じ算定
療養食加算	8単位	84円	75円	9円	17円	26円	ご希望に応じ算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	189円	170円	19円	38円	57円	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	189円	170円	19円	38円	57円	
看護体制加算(Ⅰ)	4単位	42円	37円	5円	9円	13円	
看護体制加算(Ⅱ)	8単位	84円	75円	9円	17円	26円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			基本サービス費及び各種加算の1月当りの合計単位数に14.0%を乗じた単位数				

☆上記の加算につきましては、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算され、職員体制の変動等により変更させていただく事があります。

☆利用料金を換算する際に生じる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」となります。また、自己負担額を換算する際に生じる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り上げ」となります。

☆介護職員処遇改善加算を換算する際に生じる1単位未満(小数点以下)の端数については、「四捨五入」となります。また、当該加算は、区分支給限度基準額の算定対象から除外されます。

☆自己負担額に関して、上記の金額は、厚生労働省の定める介護報酬単位に、当該事業所における地域区分の単価(1単位=10.55円)を乗じた金額を基に算出した1日(回)あたりの金額です。実際の請求では、1月あたりの総介護報酬単位に地域区分の単価を乗じるため、具体的な金額には多少の差異が生じる事がありますのでご了承下さい。

- ・食事代は、朝食 395 円、昼食 520 円、夕食 530 円をご負担いただきます。
- ・利用料の減免の認定を受けている時は、その認定に基づくお支払いとなります。
- ・居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。
- ・ご希望に応じ、居室内にテレビを設置することができます。(TV レンタル代：30 円/日)
- ・ご希望により、暖房器具(電気毛布等)を持ち込むことができます。(電気使用量：50 円/日)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、介護予防支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

#### (4) 利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月毎に計算しますので、翌月の27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア、 窓口での現金支払い
- イ、 指定口座へのお振込(お振込手数料はご契約者のご負担となります)
- ウ、 口座振替

#### (5) 利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防支援短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者のご希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## (6) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

### 協力歯科医療機関

医療機関の名称	白十字病院
所在地	福岡市西区石丸3-2-1
診療科	内科・外科・脳神経外科・循環器科

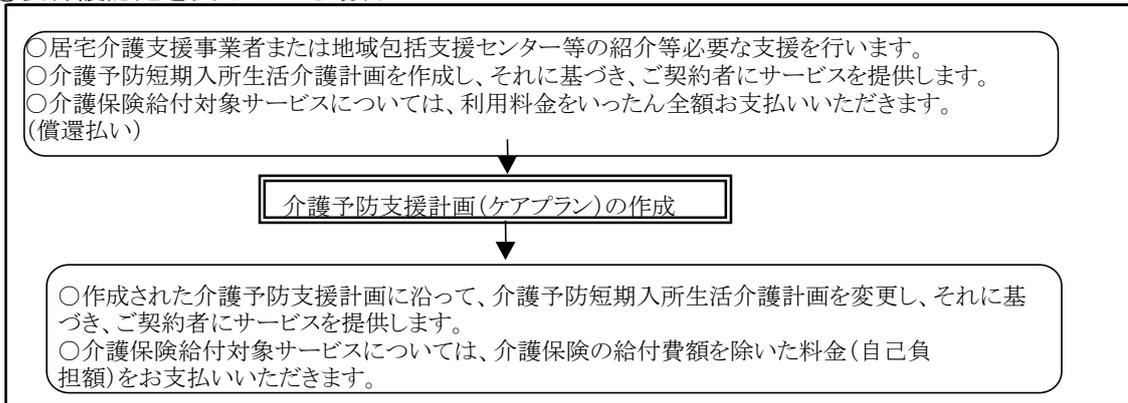
医療機関の名称	おおき歯科医院
所在地	福岡市博多区中呉服町1-26 博多インテリジェントビル3階

医療機関の名称	福岡リハビリテーション病院
所在地	福岡市西区野方7丁目770番地
診療科	整形外科、形成外科、内科、リハビリテーション科

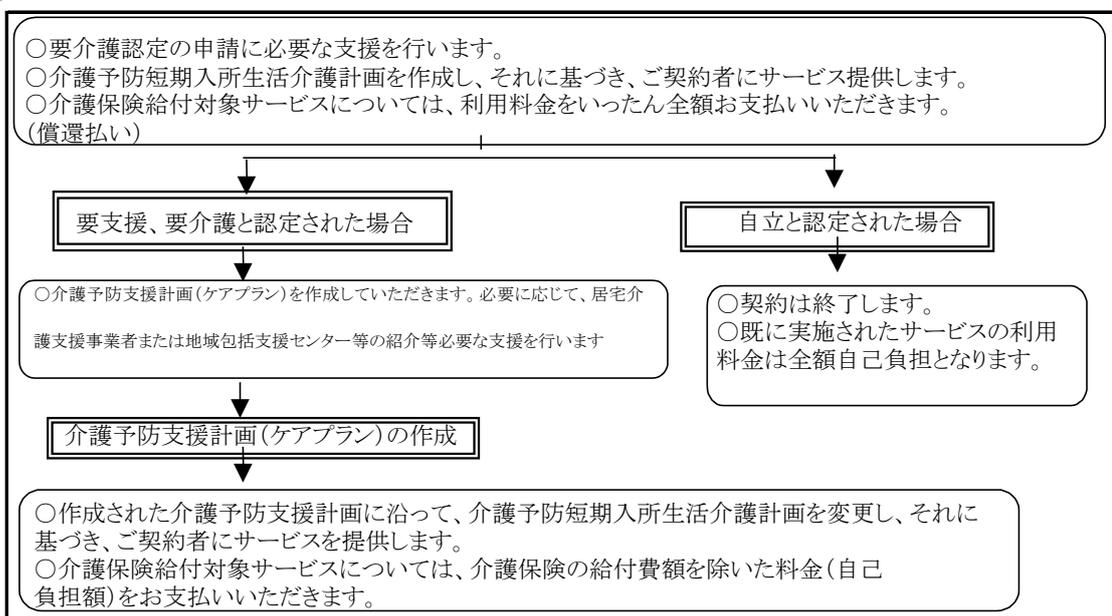
## 5. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防支援計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、「介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。「介護予防短期入所生活介護計画」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)
  - ① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に介護予防短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
  - ② その担当者は介護予防短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
  - ③ 介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びそのご家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びそのご家族等と協議して、介護予防短期入所生活介護計画を変更します。
  - ④ 介護予防短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。
- (2) ご契約者に係る「介護予防支援計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

### ①要介護認定を受けている場合



### ②要介護認定を受けていない場合



## 6. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又はご家族等の請求に応じて、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。  
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 7. 損害賠償について (契約書第 13 条、第 14 条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 8. 施設利用上の契約者の義務 (契約書第 19 条参照)

契約者は施設を利用する上で次の事を遵守していただきます。

### 契約者及び家族等の禁止事項

- ① 職員に対する身体的暴力 (身体的な力を使って危害を及ぼす行為)  
例: コップを投げつける / 蹴る / 唾を吐く
- ② 職員に対する精神的暴力 (個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)  
例: 大声を発する / 怒鳴る / 特定の職員に嫌がらせをする / 「この程度できて当然と」理不尽なサービスを要求する
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント (意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)  
例: 必要もなく手や腕を触る / 抱きしめる / あからさまに性的な話をする
- ④ 職員又は他の利用者に対する、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ 決められた場所以外での喫煙
- ⑥ 決められた以外の物の持ち込み

## 9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の前日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「介護予防支援計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、7日の予告期日をもって本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがた

い重大な事情を生じさせた場合

- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

### (3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 10. 身元引受人（契約書第21条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人及び連帯保証人をお願いすることになります。しかしながら、ご契約者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、利用契約締結にあたって、身元引受人及び連帯保証人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきたご家族やご親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人及び連帯保証人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、ご契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。なお、身元引受人及び連帯保証人の負担は、極度額100万円を限度とします。
- (4) 身元引受人及び連帯保証人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人及び連帯保証人を立てていただくために、ご契約者は新たに身元引受人及び連帯保証人を立てるようになると共に、前身元引受人及び連帯保証人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元引受人及び連帯保証人は契約者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
- (5) 身元引受人には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等については、必ずその都度ご通知させていただきます。
- (6) 身元引受人及び連帯保証人は入院等長期にわたって困難な場合は代理人を立てて頂く事とします。

## 1 1. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者

[職名] 管理者 藤村 昌憲

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員 酒井 由美

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：45～17：45

○電話番号 092-892-3201

また、苦情受付ボックスを設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

○保険者

福岡市早良区福祉・介護保険課

住所：福岡市早良区百道2丁目1の1

電話番号：092-833-4355 FAX 番号：092-831-5723

受付時間：8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

福岡市西区福祉・介護保険課

住所：福岡市西区内浜1丁目4の1

電話番号：092-895-7066 FAX 番号：092-881-5874

受付時間：8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

○糸島市役所・介護保険課

住所：福岡県糸島市前原西1丁目1-1

電話番号：092-332-2070

受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

○福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課

住所：福岡市博多区吉塚本町13番47号福岡県国保会館

電話番号：092-642-7859 FAX 番号 092-642-7857

受付時間 8：45～17：15（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 1 2. 事故発生時の対応について（契約書第 23 条参照）

- (1) 当事業所では、ご契約者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡します。
- (2) 当事業所では、事故発生時の対応及び事故発生防止のための指針を整備します。
- (3) 当事業所では、事故分析による改善策を従業員に周知徹底させ、事故発生防止のための定期的な委員会及び研修を行います。

## 1 3. 非常災害対策

当事業所は、規定に基づき、非常災害の防止とご契約者の安全確保に努めます。また、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出、その他必要な訓練を行います。

## 1 4. 高齢者虐待防止（契約書第 24 条参照）

- (1) 当施設では、虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 当施設では、虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 当施設では、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 当施設では、虐待の防止のための研修を適切に行うため担当者を置きます。
- (5) 当施設では、従業員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか従業員がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) 当施設では、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（契約者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかに、これを市町村（介護保険者）に通報するものとします。

## 1 5. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施                      未受審

## 1 6. ホームページアドレス

<http://keitokukai.jp>

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 ショートステイ なのくに

説明者

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

契約者代理人（選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

連帯保証人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 事業所の概要

(1) 建物の構造 鉄骨造 4階建て

(2) 建物の延べ床面積 7477.20 m<sup>2</sup>

#### (3) 併設事業

[指定介護老人福祉施設]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203220 号
[指定短期入所生活介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203220 号
[指定通所介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203238 号
[指定予防通所介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203238 号
[指定訪問介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203253 号
[指定予防訪問介護]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203253 号
[指定居宅介護支援]	平成 27 年 3 月 1 日指定	福岡市 4071203246 号

#### (4) 事業所の周辺環境

拾六町住宅においては、昭和 36 年から建設が開始され、低層の住宅団地として緑豊かな戸建住宅地区と調和したゆとりある都市空間が形成されてきました。

また、平成 3 年度からは市営住宅の老朽化に伴い、順次建替え事業が実施され、平成 20 年度に事業が完了し、土地の有効利用により分譲対象地が確保されました。

この地には暮らしから手が届くところに、飯盛山などの山林、室見川や今津干潟、博多湾に浮かぶ能古島、玄界島・小呂島と他区にない多様で豊かな自然があります。

この自然を人の手で守り育てることで、歓びと癒しを享受し、自然に抱かれた生活が営まれています。

そして、この自然は新鮮で安全な食材や花などの恵みを市民に提供しています。さらに、元寇防塁などの歴史的な資源や、姪浜やウオーターフロント地区の元気など、都市的利便性と自然とバランスの良さも魅力となっています。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。  
・ 3 名の利用者に対して 1 名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
・ 2 名の生活相談員を配置しています。

**看護職員**… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。  
・ 1 名の看護職員を配置しています。

**理学療法士または作業療法士**… ご契約者の機能訓練を担当します。  
・ 1 名の作業（理学）療法士を配置しています。

**介護支援専門員**… ご契約者に係る介護予防短期入所生活介護計画（ケアプラン）を作成します。

- ・ 1名の介護支援専門員を配置しています。

**医師（嘱託）**… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

- ・ 1名の医師（嘱託）を配置しています。

### 3. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

#### （1）持ち込みの制限

利用にあたり、原則として持ち込むことができないものがあります。（例：ライター、マッチ等）詳細はお問合せください。

#### （2）施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

#### （3）喫煙

喫煙は事業所内の喫煙スペースでお願いします。